

令和 6 年 古殿町農業委員会 11 月定例委員会

1 開催日時 令和 6 年 11 月 14 日 (木) 午前 8 時 30 分

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (8 人)

会長	農業委員 8 番 水野和徳委員	
委員	農業委員 1 番 中瀬信治委員	推進委員 1 番 我妻由美子委員
	農業委員 2 番 石井利行委員	推進委員 2 番 大楽良文委員
	農業委員 3 番 遠藤光一委員	推進委員 3 番 吉田真健委員
	農業委員 4 番 我妻弘道委員	推進委員 4 番 矢吹三智也委員
	農業委員 5 番 荒川一寿委員	
	農業委員 6 番 水野幸栄委員	推進委員 6 番 水野辰芳委員
	農業委員 7 番 根本明委員	
		推進委員 8 番 小平美香委員
		推進委員 9 番 瀬谷國彦委員
		推進委員 10 番 岡部雄一委員

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐川 文夫
主査	長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。
ただいまから 11 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長) 『 会長あいさつ 』

○議長(会長) 出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、 推進委員5番 遠藤一委員 、 推進委員7番 水野光樹委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員2番 石井利行委員 、及び
農業委員6番 水野幸栄委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 19 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 19 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ [REDACTED] 番委員 先日現地確認したところ、何の問題もありませんでした。以上です

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 3 議案第 20 号
農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番を議題
といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

今月の農地法第 4 条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 20 号 1 番 朗読後、説明】

○議長(会長)

ただいまの事務局の説明に関連して、地元委員からご報告を
お願いします。

○ 〇 番委員

説明します。昨日の朝 8 時ごろ申請人と 〇 番委員と私とで現地を確認
してきました。聞き取りをしたところ、作物は作っておらず、草刈りを毎
年していたが年齢的にも大変になってきているとのこと。今のうちな
らば植林をして管理できるということで申請しました。周りの土地所有者
には同意をもらっています。審議の方よろしくをお願いします。

○議長(会長)

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明
をお願いします。

○ 事務局長

農用地区域内農地以外の農地であって、第 2 種農地と判断します。
農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務
局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

○農)5番委員

植林して手入れはできるのですか。

○推)6番委員

予定では年に 2 回刈って、5 年ならば下刈りになる。真面目な方でこれま
でも肥やしまでかけて管理をしています。今のうち(年齢的)ならば何とか
管理できるだろうとのことで、管理できなくなる前に申請した次第です。

○議長(会長)

そのほか質疑はありませんか。質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 4 議案第 21 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 1 件でございます。
- 【議案第 21 号 1 番朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
[REDACTED]
- [REDACTED] 番委員 先の議案の3条の申請と同時申請であります。同じく現地確認し、問題ありませんでした。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 農)5番委員 資金の箇所、用地費 [REDACTED] 円と書いてあるが、宅地として [REDACTED] は普通なのでしょうか。
- 事務局長田 この件について、先ほどの農地法3条と同一の申請関係者なんですけれども、農地の土地も含めて合計で [REDACTED] 円とのことです。なので農地としての金額設定という側面が強いのかなと考えています。町の宅地としての取得であればもう少し高いことも考えられるが、それも場合によりけりです。
- 議長(会長) そのほか質疑はありませんか。質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
11 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和徳

会議録署名人

石井利行

会議録署名人

水野幸栄